

令和８年度坂戸市インターンシップ募集案内

坂戸市インターンシップは、大学生・大学院生、短期大学生、専門学校生の皆さんに、坂戸市での就業体験の機会を提供することで、職業意識の向上や市政に関する理解を深めていただくことを目的としています（インターンシップ参加の有無が職員採用試験の結果に影響することはありません）。

対象者	坂戸市在住または坂戸市職員採用試験の受験を検討している学校教育法の規定に基づく大学・大学院、短期大学及び専門学校の学生
募集人数	９名程度 ※提出書類による選考を実施します
実習期間・時間	令和８年８月１９日（水）から８月２５日（火）までの平日の５日間 実習時間は原則として午前８時３０分から午後５時１５分です。 ※日程により実習時間が異なる場合があります。
身分・服務	実習生は各学校の学生としての身分を有するものとします。なお、実習受入決定の際には、法令の遵守等に関する誓約書を提出していただきます。
保険への加入	傷害保険及び賠償責任保険への加入を受入条件とします。実習中の事故に関しては、学生自らの責任において対応するものとします。
報酬・交通費等	報酬等いかなる金銭も支給しません。交通費、食事等自己負担です。
応募方法	【参加希望者】 電子申請にて「坂戸市インターンシップ参加申込書」を作成し、申請をしてください。 受入れ決定後、市と学校でインターンシップに関する覚書を締結してもらう必要がありますので、申込みの時点で学校のインターンシップ担当者には、インターンシップを申し込んだこと、覚書を締結する可能性がある旨を伝えてください。
受入れの決定	応募書類をもとに選考を行い、受入の可否を学生あてに通知します。 受入が決定した場合は、市と学校でインターンシップに関する覚書を締結しますので、学生から学校へ覚書の作成の依頼をしてください。 また、学生からは法令の遵守等に関する誓約書を提出していただきます。
申込締切日	<u>令和８年５月７日（木）（４月１日から申込可能です）</u> <u>※申込みを辞退する場合は、必ず下記連絡先へ電話又はメールで辞退する旨を連絡してください。</u>
連絡先	坂戸市役所職員課研修厚生係あて 郵便番号：３５０－０２９２ 所在地：埼玉県坂戸市千代田１－１－１ 電話番号：０４９－２８３－１３３１ メール：sakado22@city.sakado.lg.jp

坂戸市インターンシップの流れ

学生(締切5月7日)

学生本人が電子申請にて「坂戸市インターンシップ参加申込書」(以下「参加申込書」)を作成し、申請をしてください(参加申込書は坂戸市電子申請から手続きが可能です。申込期間:4月1日～5月7日)。

受入れ決定後、市と学校でインターンシップに関する覚書を締結してもらう必要がありますので、申込みの時点で学校のインターンシップ担当者には、インターンシップを申し込んだこと、覚書を締結する可能性がある旨を伝えてください。



坂戸市(5～6月初旬)

坂戸市インターンシップ参加申込書を参考に受入れの可否を決定します。
※参加申込書による書類選考を行います。



坂戸市(6月中旬)

受入れの可否について、決定通知を学生あてに送付します。
受入れが決まった場合は、「覚書」「誓約書」を同封します。



学生

学校

学校は「覚書」を作成(2通)、学生は「誓約書」を作成し、職員課あてに郵送提出してください。
※覚書の作成は、学生から学校へ依頼をしてください。
学校は、インターンシップの評価票などインターンシップの結果についての様式がある場合は坂戸市職員課あてに提出してください。
※実習中の保険については、必ず加入するよう手続きをしてください。



坂戸市

「覚書」の1通を大学に郵送します。
インターンシップについて、実習先からの連絡事項がある場合は、学生あてに直接連絡します。



インターンシップ当日